

北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

令和4年2月1日

学長 制定

北星学園大学大学院、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）は、公的研究費の運営・管理に関する規程第3条第2項に基づき、本学における公的研究費の不正防止対策の基本方針を次のとおり定めます。

- 1 不正防止対策に関する責任体系を明確にし、学内外に公表します。
- 2 公的研究費の運営・管理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育や啓発活動を定期的に行うことで、不正防止へ関係者の意識の向上を図ります。
- 3 不正を発生させる要因に対応した不正防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施します。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行います。
- 5 公的研究費の適正な管理のため、モニタリング体制を整備します。

附 則

この基本方針は、2022年2月1日から施行する。